

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年10月26日～10月31日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
ベトナム	2,163	122	2,285
中国	1,181	986	2,167
韓国	413	322	735
フィリピン	229	235	464
台湾	235	175	410
タイ	344	49	393
インドネシア	291	44	335
米国	173	105	278
ネパール	101	107	208
マレーシア	147	25	172
その他	1,032	556	1,588
合計	6,309	2,726	9,035

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である（以下同じ）。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	32	29	61
	経営・管理	64	108	172
	技術・人文知識・国際業務	567	348	915
	企業内転勤	113	43	156
	介護	0	0	0
	特定技能	71	4	75
	技能実習	1,484	14	1,498
	短期滞在	528	0	528
	留学	2,267	326	2,593
	研修	7	0	7
	家族滞在	551	355	906
その他	281	176	457	
	小計	5,965	1,403	7,368
入管法 別表第2	永住者	7	858	865
	日本人の配偶者等	197	239	436
	永住者の配偶者等	43	51	94
	定住者	97	175	272
	小計	344	1,323	1,667
合計		6,309	2,726	9,035

注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,297
フィリピン	802
インド	142
インドネシア	124
中国	120
オランダ	98
カナダ	76
フランス	74
ドイツ	69
ロシア	60
その他	733
合計	3,595

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	20	20

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	2,038	2	2,040
中国	912	0	912
ミャンマー	354	0	354
韓国	336	10	346
タイ	275	1	276
カンボジア	242	0	242
モンゴル	225	0	225
台湾	218	0	218
インドネシア	182	0	182
スリランカ	179	0	179
その他	1,148	2	1,150
合計	6,109	15	6,124

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	29	0	29
	経営・管理	56	5	61
	技術・人文知識・国際業務	675	6	681
	企業内転勤	126	1	127
	介護	0	0	0
	特定技能	88	0	88
	技能実習	1,969	0	1,969
	短期滞在	387	0	387
	留学	2,019	0	2,019
	研修	0	0	0
	家族滞在	549	0	549
その他	211	3	214	
合計	6,109	15	6,124	

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国及び「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国による入国者数を計上。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2及び「国際的な人の往来再開」に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、（参考）としている。